

一般財団法人日本食生活文化財団
会費規程

第1条 (目的)
この規程は、一般財団法人日本食生活文化財団(以下「この財団」という)の定款第26条に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (会費)
この財団の会費は年会費制とし、会員の種類及び区分に応じて、次のとおり定めることとし、それぞれ1口の会費の額に加入口数を乗じた額とする。

会員の種類	会員の区分	1口の会費の額(年額)
正会員	個人会員	10,000円
	法人会員	50,000円
賛助会員	個人会員	10,000円
	法人会員	30000円

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、理事会の決定により、これを増減又は免除することができる。

第3条 (会費の納期)
会費の納入は年1回(4月)とし、指定の期日迄に納入しなければならない。
ただし、新規会員は、入会時に年会費を納入するものとする。
2 会費の納入方法は、原則として金融機関を利用しての振込により納入する。
3 前項の振込を希望しない場合、集金によることができる。

第4条 (中途入会の会費及び納期)
事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。
2 本条第1項の会費の納入は、第3条第2項及び第3項の規定を準用し、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

第5条 (会費口数の変更)
会員は第2条の規定による会費口数を変更するときは、理事会において別に定める会費口数変更届をこの財団の理事長に提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。
2 前項の会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

第6条 (会費の滞納)
会員が会員規程第6条第1項第3号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

第7条 (その他)
この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則
1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
3 この規程は平成25年11月1日に発効した。
4 この規程は平成27年10月1日の理事会において改訂・承認された。